

障害者就労施設生産性向上支援に係る専門家派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、「障害者就労施設生産性向上支援事業補助金(以下「補助金」という。)」の交付を受ける事業者又は団体(以下「事業者」という)に対し、専門家を派遣し、生産性向上の支援を行うこと(以下「専門家派遣事業」という)により、障害者の賃金及び工賃向上等を図ることを目的とする。

(専門家派遣事業)

第2条 事業者に対する専門家派遣事業は、重点支援、テーマ支援又は備品設備等導入相談支援の支援方法とする。

2 重点支援とは、事業所が生産性向上を図る取組について、事業計画の精査から実施までの一連のプロセスにおいて伴走支援を行う専門家を派遣するものとし、次の各号により支援する。なお、支援において、専門家は事業所の担当者だけでなく、法人役員や管理者など経営層に対する支援も併せて行う。

(1) 県は、事業所との意見交換を基に、事業所に対し、効果的な生産性向上の手法や目標設定等について必要な支援を行う。

(2) 県は、事業計画書に沿って事業を実行するための支援を行う。事業計画実施期間中に、定例打合せを月1回以上行い、達成状況の評価や課題抽出などモニタリングを行うとともに、事業計画達成のための助言や事業計画の見直しなど必要な支援を行う。

(3) 県は、その他に、随時、電話・メール・オンラインミーティングでの問い合わせ等に対応し、進捗状況を確認しつつ、必要に応じて指導・助言を行う。

3 テーマ支援とは、事業所が生産性向上を図る取組において、特定の課題となっているテーマに関し、専門家を派遣するものとし、次の各号により支援する。

(1) 県は、事業所との意見交換を基に、事業所に対し、効果的な生産性向上の手法や目標設定等について必要な支援を行う。

(2) 県は、意見交換を含め、1事業所当たり2～4回程度専門家を派遣する。

4 備品設備等導入相談支援とは、事業所が導入を検討している備品設備又は整備を検討している共同作業場拠点に関し、目的に適合するとともに費用対効果を高めるためのアドバイスを行う専門家を派遣するものとし、次の各号により支援する。

(1) 県は、事業者に対し、事業計画書や工賃向上に係る課題、事業所の強み等について意見交換を行い、それらを踏まえて助言する。

(2) 県は、意見交換を含め、1事業所当たり1～2回程度専門家を派遣する。

(派遣の申込み)

第3条 専門家派遣を希望する事業者は、事業計画書、積算内訳書及び専門家派遣希望調査票の提出をもって、県へ申し込んだもの(以下「派遣申込者」という)とす

る。

(派遣の決定)

第4条 県は、派遣申込者のうち、専門家派遣により生産性向上の効果を高めることが可能と判断した事業者に対して、派遣を決定する。

2 県は、重点支援において派遣を決定する際に、派遣申込者のうち県が選定した事業者に対して、現在の作業内容や職場環境等現場を確認するとともに、事業所が補助金交付申請時に作成した事業計画書、工賃向上に係る課題、事業所の強み等の内容について、意見交換を実施することができる。

3 県が重点支援において派遣を決定した際に、事業者は、重点支援を受けることについて、法人代表者名の同意書を県に提出することとする。

(事業の変更等)

第5条 第4条により決定を受けた事業所が次の各号のいずれかに該当する事業内容の変更をしようとする場合は、速やかに県と協議しなければならない。

一 事業に要する事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）

二 事業の中止

2 知事は前項の協議があった場合、その内容を審査し、当該変更等の可否を決定する。

3 知事は前項の決定をする際、必要に応じて内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、報告書等の提出を含め、派遣を決定した年度の2月末までとする。

(事後調査)

第7条 県は、専門家派遣終了後の派遣申込者の状況把握及び制度利用の効果測定などを目的とした調査を実施することができるものとし、派遣申込者は、協力しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。